

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項及び同法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第136条第2項及び同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月29日

大阪法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和7年第231号
対象土地 寝屋川市高柳五丁目574番26
同所 574番1
- 2 関係人の氏名又は名称
阪神住宅株式会社
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施及び意見聴取等の期日の開催の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。